

生徒心得

《学校生活の心得》

生徒は常に学力の充実に努め、健全な身体、豊かな人間性、品位ある人格の形成に努める。また、本校生徒としての誇りと自覚を持ち、常に責任と規律ある行動を心がけ、互いに研鑽し、たえず進んで事に当たるように努める。

この心得は、本校生徒の日常生活の指針を示したものである。その意を認識し、各自実践していくよう心がける。

1. 登下校について

- (1) 登下校時は交通規則を守り、事故のないように注意する。また、高校生としての品位の保持に努める。
- (2) 交通機関の混雑等を考慮して余裕をもって家を出て遅刻しないように登校する。
- (3) 乗物は公共交通機関及び自転車を利用し、バイク・自動車等を使用して登校してはならない。一度下校後、私服でのバイク・自動車登校も認めない。
- (4) 日常の日課は次のとおりとする。

月曜～金曜			
生徒登校	8:30	昼休み	13:00～13:45
予鈴	8:35	予鈴	13:40
H R	8:40～8:50	5	13:45～14:40
1	8:50～9:45	6	14:50～15:45
2	9:55～10:50	H R	15:45～15:50
3	11:00～11:55	清掃	15:50～16:00
4	12:05～13:00		

※ 水曜日・木曜日を5校時までとする。

- (5) 登校時刻、下校時刻は次のように定める。

登校 8時30分 下校 4月～10月 17時00分
11月～3月 16時30分

- (6) 下校時刻以降に残る場合は関係職員の許可を受ける。
- (7) 部活動その他で休日に登校する場合は部顧問または関係職員に届け出てその指示を受ける。
- (8) 予定外の理由により帰宅時間が遅くなるときは家庭へその旨を連絡する。

2. 服装、所持品について

- (1) 服装については別に定める「服装規定」を守り、常に清潔を保ち品位を失わないよう心がける。
- (2) やむを得ない理由で異装する場合は、所定の異装許可願を学級担任に提出して許可を受ける。
- (3) 学校には必要以上の金品は持ってこない。
- (4) 所持品は高校生にふさわしい物とし、高価、華美な物は避ける。また、学習に必要でない物は持つてこない。
- (5) 携帯電話は、授業が始まる前に必ず電源を切り、バッグ等に入れておく。
- (6) 所持品には必ず記名し、貴重品は型・番号を控えておく。
- (7) お互いに盗難防止に努める。また金品を紛失、拾得した場合は、すみやかに学級担任に届ける。
- (8) 生徒証及び生徒手帳は常に携帯する。

3. 校内生活について

- (1) 欠席、遅刻、早退が前もって明らかな場合は事前に学級担任に届け出る。やむを得ない場合は、保護者が電話等で必ず連絡し、登校後届け出る。なお、傷病により7日以上欠席する場合は医師の診断書を添付する。
- (2) 登校時から下校時までは無断で校外に出てはならない。やむを得ず外出する場合は学級担任の許可を受ける。
- (3) 公共物は大切に取り扱う。また、誤って破損した場合は直ちに関係職員に届け出てその指示を受ける。
- (4) 施設・備品等はすべて関係職員の許可を得て使用する。
- (5) 校舎内の清潔、整頓、戸締り、消灯、火気に留意する。
- (6) 学校の内外を問わず集会等を開催する時は、事前に学級担任または関係職員に願い出て、その承認を受ける。
- (7) 文書、ポスター類の掲示、印刷物の配布、募金及び生徒の会議については、事前に関係職員に届け出て許可を受ける。
- (8) みだりに金銭や物品の貸し借りをしない。
- (9) 身体に異常を生じた場合は、すみやかに関係職員に届け出て指示を受ける。

4. 校外生活について

- (1) 風紀上好ましくない飲食店や娯楽場には立ち入らない。
- (2) 旅行、登山、キャンプ等を行う場合は、1週間前までに所定の用紙により学級担任に届け出てその指導を受ける。
- (3) アルバイトを行う場合は、学業に支障のないものとする。保護者の了解を得た上で学級担任に届け出てその指導を受ける。なお、6月の三者面談までは原則禁止とする。
- (4) 他校のクラブ、生徒会と連絡交流や行事への参加は、事前に関係職員を通じて校長の許可を得る。
- (5) 校外の団体に参加加入する場合は、事前に学級担任または関係職員に届け出てその指導を受ける。
- (6) 交通災害等の事故から身を守ることに留意する。万一事故にあった場合は、すみやかに110番に通報するとともに学級担任へ連絡する。
- (7) 二輪・四輪の免許を取るときには、保護者及び学級担任と十分話し合い「免許取得計画書」を提出する。免許を取得したら「免許取得届」を提出する。
- (8) 二輪・四輪を使っての登下校は禁止する。また、帰宅後であっても制服での乗車は禁止する。

5. 自転車通学について

自転車通学を希望する者は、「自転車通学届」を入学式の日に提出する。その際、自転車保険に必ず加入し、雨具（レインコート）を準備しておくこと。なお、ヘルメットも極力用意してください。

6. 諸届等について

- (1) 次の届け出用紙と許可書がある。必要な時は学級担任または関係職員に申し出ること。

・紛失・盗難届	・公共物破損届
・交通事故報告書	・免許取得計画書
・旅行届	・免許取得届
・アルバイト届	・欠席届 遅刻届 早退届（許可書）
・早退、外出届	・外出許可書 入室許可書
・異装届（生徒手帳で提出）	・異装願（許可書） 体育見学願

(2) 忌引は願い出により、次の期間まで認められる。

父母 7日 祖父母、兄弟姉妹 3日 伯叔父母 1日
曾祖父母 1日 父母の忌祭日 1日

7. その他

- (1) 常に礼儀をもって人に接するように心がける。職員に対して、また生徒相互間においても挨拶を励行し、来客に対しても挨拶する。
- (2) 男女の交際は互いに節度を保ち、公正明朗であるよう心がける。
- (3) いかなる理由があっても暴力は行使しない。

《服装規定》

生徒は、本校生徒指定の制服を着用し、華美にならないように、また常に清潔を保つように心がける。

1. 制服（ただし、女子のスラックスは希望者のみ）

- (1) 制服は本校指定の仕様とする。
- (2) 男女とも左襟に校章を付ける。
- (3) 男子はネクタイ、女子はネクタイまたはリボンを着用する。（本校指定）
- (4) 「夏服」期間（6月1日～9月30日）は、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。
- (5) 休日登校も制服を着用する。
- (6) ソックスは、膝下3分の1以上の長さ。無地の黒・紺・ダークグレイ・白。

2. 校章は上着の左襟に付けそれ以外の記章は付けてはならない。

3. ワイシャツ、ポロシャツ

- (1) ワイシャツは、学校指定のものとする。
- (2) 「夏服」期間（6月1日～9月30日）は、本校指定のポロシャツも可とする。

4. セーター、ベスト

セーター、ベスト等は、上着の下に着用し、学校指定のものとする。

ただし、「夏服」期間（6月1日～9月30日）は、上着を着用せずに、セーター、ベスト（本校指定）での登下校も可とする。また、「クールビズ」期間（5月・10月）は上着着用は自由であるが、ネクタイ・リボンは着用する。

5. 防寒具

防寒具は華美にならないものとする。

6. 靴

通学用の履き物は、革靴または運動靴とし、変形やかかとの高いものは使用しない。
上履きと体育館用シューズは本校指定のものとする。

7. カバン

カバンは通学に適したものとし、必ず、学校に持ってくるように心がける。

8. 頭髪

高校生らしい髪型で常に清潔に保ち、変わった型（ツーブロック、ショートモヒカン等）やパーマネット、染色、脱色等を禁止する。ただし、身だしなみとしてのツーブロックは除く。

9. 装身具等

化粧（色つきリップクリームを含む）、マニキュア、アクセサリー（ネックレス、指輪、ピアス、イヤリング等）は禁止する。